

労働安全衛生規則第37条に基づく特別教育の科目の省略について

特別教育名	科目名	時間数(時間)	平成23年度「高性能林業機械運転従事者に対する安全衛生教育手法開発事業」の試行教育修了者	林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育修了者	簡易架線集材装置等の運転の業務に6か月以上従事 ¹⁾	走行集材機械の運転の業務に6か月以上従事 ¹⁾	伐木等機械の運転の業務に6か月以上従事 ¹⁾	車両系建設機械又は不整地運搬車に係る技能講習又は特別教育修了者	機械集材装置の運転の業務に係る特別教育修了者	簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育修了者	走行集材機械の運転の業務に係る特別教育修了者	伐木等機械の運転の業務に係る特別教育修了者
伐木等機械の運転の業務	伐木等機械に関する知識	1										
	伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	1										
	伐木等機械の作業に関する知識	2										
	伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1										
	関係法令	1										
	伐木等機械の走行の操作	2										
	伐木等機械の作業のための装置の操作	4										
走行集材機械の運転の業務	走行集材機械に関する知識	1										
	走行集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	1										
	走行集材機械の作業に関する知識	2										
	走行集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1										
	関係法令	1										
	走行集材機械の走行の操作	3										
	走行集材機械の作業のための装置の操作	3										
簡易架線集材装置等の運転の業務	簡易架線集材装置の集材機及び架線集材機械に関する知識	1										
	架線集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	1										
	簡易架線集材装置及び架線集材機械の作業に関する知識	2										
	簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1										
	関係法令	1										
	架線集材機械の走行の操作	1										
	簡易架線集材装置の集材機の運転及び架線集材機械の作業のための装置の操作	3										
	ワイヤロープの取扱い	4										

1 平成26年12月1日時点において、当該業務に6か月以上従事した経験を有する者が該当する。
 2 上記特別教育は平成26年12月1日より前に受講した場合についても有効となる。